

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 第2期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画等策定業務
- 2 委託場所 今帰仁村字仲宗根232番地 今帰仁村教育委員会
- 3 履行期間 自平成 年 月 日（*契約の日から）
至平成 32年 3月 24日
- 4 業務委託料 一金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

上記の委託業務について、発注者と受注者は、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 2 1 9 番地

今帰仁村長 喜屋武 治樹

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○ ○○○○○○

(総則)

第1条 受注者は、「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務主任担当者)

第2条 受注者は、業務履行について業務内容の管理をつかさどる業務主任担当者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。）を定め、発注者に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は受注者と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 発注者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(委託業務の調査等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期間の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

(かし担保)

第9条 発注者は、成果物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第12条第2項又は第3項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 発注者は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第11条 受注者の責めに帰する理由により履行期間までに委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ、年5%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 発注者の責めに帰する理由により第13条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して年2.7%の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該目的物を発注者に引渡すものとする。

(引き渡し前における成果物の使用)

第13条 発注者は前条第2項若しくは第3項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用の負担をしなければならない。

(委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があつたときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により期間内又は期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は、その支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 役員等が業務に関し、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定により受注者とのこの契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律

第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第14条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

（解除に伴う措置）

第18条 発注者は、この契約が解除されたときは、委託業務の出来形部分が可分のものである場合は、検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

（業務従事者災害等）

第19条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

（秘密の保持等）

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、目的物（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りではない。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第21条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 受注者は、この契約に関して、受注者が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知書の写しを発注者に提出しなければならない

ない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第22条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(個人情報保護)

第23条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3条 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損の防止及びこれらの事故を防止するため個人情報の厳重な保管及び搬送に努めるほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(委託目的外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理する以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約が終了し、又は解除されたときは、直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは漏えいをきたさない方法で確実に処分しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(取扱いに係る検査)

第10条 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の利用又は保管に係る状況について、随時検査することができる。

(事故発生時における報告)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、き損又は滅失があつた場合又はそのおそれのあることを知ったときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができるものとする。
(損害賠償)

第13条 受注者は、この特記事項に違反するなど受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に賠償したときは、受注者に対し、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
(その他)

第14条 受注者は、第2条から前条に規定するもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。